

## 公益社団法人 日本精神神経学会 委員会規則

### (目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本精神神経学会(以下、「この法人」という。)の定款第53条の規定に基づき、この法人に設置する委員会に関し必要な事項を定める。

### (設置)

第2条 この法人の事業を推進するため、理事会は委員会を設置し、委員会は理事長、理事会の諮問に応じ重要事項を審議し、又は総会議決事項の執行にあたり理事会を補佐する。

2 委員会の業務を推進し運営を円滑に行うために必要があるときは、理事会は特定の委員会の下部組織として班を設置することができる。班の運営等に関しては、この規則において個別に定めるものを除き、委員会に関するこの規則の規定を準用する。この規則に定めがない事項は、理事会の議決により別に定める。

### (名称と職務)

第3条 この法人の委員会及び班の名称及び職務は、別に定めるとおりとする。なお、委員会と班の関係性を明確にするため、班には「班」という名称を付けなければならない。

### (委員会の構成)

第4条 委員会の構成は、委員長1名および委員若干名とする。なお、担当理事及び委員長が必要と認める場合委員長を補佐する者として委員会に委員の中から副委員長を置くことができる。

2 委員は、会員をもって充てる。

3 次の各号に該当するときは、委員以外の者を参考人又はオブザーバーとして委員会に参加させることができる。ただし、参考人及びオブザーバーは、委員長が求めた場合に意見を述べるができるが、議決権は有しない。

(1) 会員の場合は、理事長が承認したとき

(2) 会員以外の場合は、理事会が議決したとき

4 委員会に担当理事をおく。

5 理事会が会員以外の者を委員とする必要があると判断したときは、第2項の規定に関わらず同者を委員(以下、「外部委員」という。)とすることができる。

6 理事会が委員会の運営事務に会員を充てる必要があると判断したときは、当該委員会に事務局員を置くことができる。

### (班の構成)

第4条の2 前条各項の規定(第4項を除く)は、班に準用する。

### (委嘱)

第5条 委員会の委員長、副委員長、委員及び事務局員は、理事会の議決を経て、会員の中から理事長が委嘱する。ただし、代議員選挙管理委員会及び代議員総会議事運営委員会の委員長は委員の互選による。

2 班の委員長及び班員は理事会の議決を経て、会員の中から理事長が委嘱する。

(任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(報告)

第7条 委員会の委員長は、審議内容及び活動状況を、遅滞なく理事会に報告しなければならない。

2 前項の報告は、理事会への文書提出又は理事会での口頭説明によるものとする。

(委員会の経費)

第8条 委員会の活動にかかる経費は、この法人が負担する。ただし、委員は無報酬とする。

2 前項ただし書きの規定にかかわらず、以下の者には報酬等を支払うことができる。なお、支払額については、別途、定めるものとする。

(1) 外部委員

(2) 事務局員

(3) その他理事会で承認を得た者

(規則の変更)

第9条 この規則の変更は、理事会の議決を経て行う。

附則

1 この規程の施行に関し必要な事項は、別途定める。

2 この規則は、公益社団法人日本精神神経学会設立の登記の日から施行する。

3 この規則の一部改正は、令和6年6月19日から施行する。